

## 「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉の受入れについて

学校法人 上智学院

### 1. 基本方針

上智学院は、資産保有者(アセットオーナー)として、適切にスチュワードシップ責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉の内容を踏まえ、その趣旨に賛同しこれを受け入れることを表明いたします。

本学院は、『学問研究及び社会貢献を通じて、「人間の尊厳(human dignity)」を脅かす課題 - 貧困、環境、教育、倫理- の解決に貢献する』という基本理念を反映した形で資産運用を実践するため、2015年に国連責任投資原則(PRI)に署名し、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した責任投資に取り組んでいます。本学院は、アセットオーナーの立場から、運用受託機関に対して、投資先企業との「目的を持った対話(エンゲージメント)」を通じて、投資先企業の中長期的な企業価値の向上やESGを含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促し、本学院の中長期的な投資リターンの拡大と社会的リターンの両立を図るよう行動することを求めます。

本学院は、原則として運用受託機関を通じて株式への投資・保有を行なっていることから、アセットオーナーとして、日本株式を運用する運用受託機関に対してスチュワードシップ活動を求めるとともに、運用受託機関が実施するスチュワードシップ活動をモニタリングすることにより、その活動が実効的なものになるように取り組んでまいります。なお、日本株式以外の資産を委託する運用受託機関に対しても同様の考え方を促していきます。

### 2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・本学院は、責任あるアセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し公表します。
- ・本学院は、学院の定める「投資ガイドライン」に基づき運用受託機関を選定し、選定した運用受託機関に対して「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを求めます。
- ・当該運用受託機関が、コードの諸原則に則り、実効的な活動を通して投資先企業の中長期的な企業価値向上やESGを含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促すことにより、本学院の中長期的な投資リターンの拡大と社会的リターンの両立を図るよう行動することを求めます。

・当該運用受託機関が行うスチュワードシップ活動が、本学院が求める原則と整合的であるかのモニタリングを行います。

2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

・本学院は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反への明確な対応方針の策定、公表及び遵守、ガバナンス体制の整備を求めます。

3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

・本学院は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

・本学院は、投資先企業との対話を直接行う立場にないことから、運用受託機関による投資先企業との建設的な「目的を持った対話」がスチュワードシップ責任を果たすために重要と考えています。

・本学院は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、ESGを含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促してその課題改善に努めることを求めます。

・本学院は、運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切にモニタリングするため、運用受託機関と積極的に対話(エンゲージメント)を行います。

5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

・本学院は投資先企業への議決権行使を直接行わない一方で「学校法人上智学院における議決権行使原則」を別に制定・公表し、運用受託機関に対して、当該原則で掲げる事項の遵守を求めます。

・また運用受託機関に対してスチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表に関する明確な方針の策定を求めるとともに、その方針が投資先企業の中長期的な企業価値の向上につながるものとなるように工夫することを求めます。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- ・本学院は、運用受託機関を通じてスチュワードシップ責任を果たす立場にあることから、その実施状況に関する定期的な報告を各運用受託機関に求めます。
- ・本学院は、中長期的な企業価値向上や社会のサステナビリティ向上を促すためにアセットオーナー、アセット・マネジャー（運用受託機関）、投資先企業で構成されるインベストメントチェーン全体が有機的に機能することが重要だと考えています。そしてインベストメントチェーンのもう一方の当事者である本学院のステークホルダー（寄付者、生徒・学生、卒業生、保護者・保証人の方、教職員、取引先、地域社会など）に対しても本学院のスチュワードシップ活動についてウェブページ等で積極的に開示を行います。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- ・本学院は、投資先企業の持続的成長に資するよう、運用受託機関に対して、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく対話や本 ESG を含めたサステナビリティ要因を十分に考慮したスチュワードシップ活動を適切に行える実力や体制を備えることを求めます。
- ・本学院は、自らもスチュワードシップ責任を果たすための役割と責務を担っている立場を認識し、運用受託機関との定期的な情報交換や議論を行う等により知見の向上を図り、運用受託機関のスチュワードシップ活動の状況を適切に理解、評価する実力を備えるよう努めていきます。
- ・本学院は、国連責任投資原則(PRI)やその他の国際ネットワークを通じて国内外の機関投資家との連携を推進し、本学院の理念や投資方針と統合的なスチュワードシップ活動のあり方について継続的に検討を行います。

8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメントチェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- ・本学は、機関投資家向けサービス提供者に該当しません。
- ・なお、運用受託機関が議決権行使助言会社を利用する場合は、運用受託機関に対して、当該助言会社に係る本原則の遵守状況について確認することを求めます。

以上